

鹿 児 島 県 公 報

平成21年11月27日（金）第2552号の2



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇所2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

公 安 委 員 会 規 則

- 銃砲刀剣類および猟銃用火薬類等に係る届出書等の提出部数を定める規則の一部を改正する規則（※）（生活環境課取扱い） 1
- 銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく許可の期間等を定める規則（※）（生活環境課取扱い） 1
- 銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則（※）（生活環境課取扱い） 2
- 猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則（※）（生活環境課取扱い） 2

公 安 委 員 会 規 則

銃砲刀剣類および猟銃用火薬類等に係る届出書等の提出部数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月27日

鹿児島県公安委員会委員長 岩田泰一

鹿児島県公安委員会規則第19号

銃砲刀剣類および猟銃用火薬類等に係る届出書等の提出部数を定める規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類および猟銃用火薬類等に係る届出書等の提出部数を定める規則（昭和41年鹿児島県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「かかげる」を「掲げる」に、「（製作）（販売）」を「等」に、「別記様式第2号」を「別記様式第4号」に、「別記様式第4号」を「銃砲刀剣類所持許可証書換申請書（規則別記様式第11号）（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けた者で、他の都道府県公安委員会の管轄区域から住所を移転した者が提出するものに限る。）および猟銃等所持許可更新申請書（規則別記様式第12号の2）」を「別記様式第6号」を「技能検定申請書（規則別記様式第8号）」を「猟銃等所持許可更新申請書（規則別記様式第9号）」を「猟銃等講習受講申込書（規則別記様式第19号）」（他の警察署で受講する者が提出するものに限る。）、技能講習受講申込書（規則別記様式第25号）及び銃砲刀剣類所持許可証書換申請書（規則別記様式第35号）（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条又は第6条の規定による許可を受けた者で、他の都道府県公安委員会の管轄区域から住所を移転した者が提出するものに限る。）に改める。

附 則

この規則は、平成21年12月4日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく許可の期間等を定める規則をここに公布する。

平成21年11月27日

鹿児島県公安委員会委員長 岩田泰一

鹿児島県公安委員会規則第20号

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく許可の期間等を定める規則

教習資格認定証の有効期間を定める規則（昭和55年鹿児島県公安委員会規則第14号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「施行令」という。）の規定に基づき、鹿児島県公安委員会が定めるけん銃等の所持許可の期間及び教習資格の認定の有効期間を定めるものとする。

（許可の期間等）

第2条 許可の期間及び認定の有効期間は、下表のとおりとする。

根 拠	区 分	許 可 の 期 間 等
施行令第6条第1項	法第4条第1項第4号に規定するけん銃又は空気けん銃の所持許可	許可の日から2年間
施行令第6条第2項	法第4条第1項第8号又は第9号に規定する銃砲又は刀剣類の所持許可	1年を越えない範囲内において、公演等の期間等を考慮し、その都度定める。
施行令第24条第1項	法第6条第1項に規定する銃砲又は刀剣類の所持許可	60日を越えない範囲内において、競技会の開催期間を考慮し、その都度定める。
施行令第26条第2項	法第9条の5第2項に規定する教習資格の認定	認定の日から3月

附 則

この規則は、平成21年12月4日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月27日

鹿児島県公安委員会委員長 岩田泰一

鹿児島県公安委員会規則第21号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

題名中「第12条の3の」を「に規定する」に改める。

第1条中「（「法」という。）」の次に「第4条の3及び」を加える。

第2条第1項の表中「第2号」を「第3号」に、「第5条の2」を「第8条」に、「第3号及び第4号」を「第4号及び第5号」に改める。

附 則

この規則は、平成21年12月4日から施行する。

猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則をここに公布する。

平成21年11月27日

鹿児島県公安委員会委員長 岩田泰一

鹿児島県公安委員会規則第22号

猟銃及び空気銃の取扱い等の講習に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5及び第9条の14の規定に基づき、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う猟銃及び空気銃の取扱い等に関する講習会（以下「講習会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（講習受講対象者）

第2条 講習会は、次の各号のいずれかに該当する者を対象として行う。

(1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持している者で、新たに猟銃の所持許可を受けようとする者又は猟銃の所持許可の更新を受けようとする者（以下「技能講習者」という。）

(2) 法第9条の13第1項の規定により年少射撃資格の認定を受けようとする者（以下「年少射撃資格者」という。）

（講習会の開催）

第3条 講習会は、次により開催するものとする。

(1) 技能講習者に対する講習会は、公安委員会による直接実施又は公安委員会が技能講習の実施に関して委託契約を締結した教習射撃場を管理する者による実施とし、それぞれ公安委員会と教習射撃場を管理する者との協議により、開催日時及び受講可能者数を決定するものとする。

(2) 年少射撃資格者に対する講習会は、公安委員会が実施し、年5回以内の範囲で、鹿児島県ライフル射撃協会等の関係団体と調整の上、開催日時及び開催場所を定めるものとする。

（講習会の公表）

第4条 講習会の開催日時等の公表については、生活環境課長が策定した実施計画に基づき、警察署長が、警察署、銃砲販売店その他必要な場所に、講習会の日時、場所その他必要な事項を掲示して公表するものとする。

（受講の申込み）

第5条 講習会の受講申込みは、技能講習者は銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）第26条に規定する技能講習受講申込書、年少射撃資格者は規則第81条に規定する年少射撃資格講習受講申込書（以下これらを総称して「申込書」という。）1通に必要な事項を記載し、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真を添え、当該申込者の住所地を管轄する警察署長に提出して行うものとする。

（講習会の通知）

第6条 申込書を受理した警察署長（以下「受理警察署長」という。）は、技能講習者には規則第27条に規定する技能講習通知書を、年少射撃資格者には年少射撃資格者講習通知書（別記第1号様式）を交付するものとする。

2 受理警察署長は、当該申込書の写しを生活環境課長に送付しなければならない。

（受講予定者名簿の作成）

第7条 前条第2項の送付を受けた生活環境課長は、技能講習受講予定者名簿（別記第2号様式）又は年少射撃資格者講習受講予定者名簿（別記第3号様式）を作成し、受講状況を管理するものとする。

（手数料の徴収）

第8条 受理警察署長は、受理時に鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）に定める額の手数料を徴収するものとする。

（講習の科目等）

第9条 公安委員会が実施する講習会は生活環境課長が行うものとし、次の表の左欄に掲げる講習受講対象者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる講習科目及び時間のとおりとする。

講習受講対象者	講 習 科 目	時 間
技能講習者	猟銃の操作	1.0時間
	猟銃の射撃	1.0時間以上
年少射撃資格者	空気銃の所持に関する法令	3.0時間
	空気銃の使用の方法	1.0時間

2 生活環境課長は、講習会の講習効果の向上を図るため、講習終了後、その講習内容について受講者に考査を行うものとする。

3 技能講習者の考査の基準及び方法については、本部長が別に定める。

4 年少射撃資格者講習会の考査の基準及び方法は、次のとおりとする。

ア 考査の問題は、当該講習会で使用したテキストから出題することとし、その出題数は20

問とする。

イ 考查時間は1時間とし、100点満点のうち、70点以上の成績を得た者を合格とする。

（講習修了証明書の交付）

第10条 受理警察署長は、技能講習者に対する講習の内容を修得したと認めた場合は、規則第21条に規定する講習修了証明書を交付するものとする。

2 生活環境課長は、年少射撃資格者に対する講習の内容を修得したと認めた場合は、規則第82条に規定する年少射撃資格講習修了証明書を交付するものとする。

（講習実施の委託）

第11条 生活環境課長は、第9条に規定する科目のうち、空気銃の使用の方法に関する講習を、鹿児島県猟友会会員、鹿児島県クレ射撃協会会員又は鹿児島県ライフル射撃協会会員に委託して行わせることができる。

2 前項の規定により講習を委託した場合は、年少射撃資格者講習会講師委託証（別記第4号様式）を交付するとともに、年少射撃資格者講習会委託講師名簿（別記第5号様式）を作成し、講師台帳として保管すること。

附 則

この規則は、平成21年12月4日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

年少射撃資格者講習通知書

年 月 日

殿

警察署長 図

あなたが申し込まれた年少射撃資格者講習は、下記によって受講されるよう通知します。

記

講 習 日 時	年 月 日 時 分～ 時 分 (受付： 時 分～ 時 分)
講 習 場 所	
備考	1 この通知書は講習当日講習会場の受付に提出してください。 2 講習日には次のものを持参してください。 ・講習テキスト ・筆記用具 ・印鑑 3 手数料は返還できませんので、指定講習日時に必ず受講してください。

第2号様式（第7条関係）

年少射撃資格者講習受講予定者名簿

講習日	年 月 日（ 曜日）			講習場所			
番 号	受理警察署	氏 名	生年月日	性別	受講結果	証明書番号	備 考

第3号様式（第7条関係）

技能講習受講予定者名簿

[illegible]

第4号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

年少射撃資格者講習会講師委託証

住 所

氏 名

生年月日

あなたを年少射撃資格者講習会講師に委託したことを証明します。

鹿児島県警察本部生活環境課長 印

第5号様式（第11条関係）

年少射撃資格者講習会委託講師名簿

警察本部生活環境課

住 所	氏 名	生年月日	銃所持歴	委託年月日	選考理由	備 考